

軍縮・不拡散問題シリーズ

ISSN 1345-1030

(財)日本国際問題研究所 軍縮・不拡散促進センター

No.15(2001年11月)

米国の抑止戦略とミサイル防衛

新井 勉

日本国際問題研究所 軍縮・不拡散促進センター主任研究員

1.はじめに

抑止という言葉は、相手にある行動をとらせることを 思いとどまらせる作用を意味し、そのための力を抑止力 と呼んでいる。抑止という概念は、核兵器の登場を契機 に軍事戦略の中核をなすようになる。第二次世界大戦直 後の1946年にバーナード・ブロデイが『絶対兵器』とい う著書の中で核抑止の考え方を初めて示し、核兵器が地 球をも滅ぼす破壊力を持つ点に着目して、核時代におい ては抑止の維持こそが国防政策の最大の課題であると論 じた。これが戦略概念としての抑止論の発端である」。そ れ以来、米国とソ連(当時)の間で核軍拡競争に象徴さ れる冷戦が続き、その間、様々な抑止戦略が展開されて きた。キユーバ危機(1962年)などの試練はあったが幸 いにも、東西両陣営間で直接的な武力衝突は起こらず核 戦争も勃発しなかった。核の使用がなかったからといっ て必ずしも抑止が機能したことの証明にはならないが、 一つ言えることは、抑止が崩れる前に相手方(ソ連)が 崩れてしまったことであろう。

冷戦時代は、核兵器という圧倒的な「矛」によって抑止が維持されてきたが、弾道弾迎撃システムという「盾」が全く考慮されなかったわけではない。弾道ミサイルをその飛翔中に迎撃するという着想や迎撃システムの構築計画は、古くて新しい問題である。米国では1960年代後半のジョンソン政権以来、幾度か打ち出されてきており、その度にその時々の米政権内外で議論の的となってきた。1972年に成立した弾道弾迎撃ミサイル(ABM:Anti-Ballistic Missile)条約2によって米ソ双方ともABMの配備は厳しく制限されてきたが、レーガン大統領

の提唱(1983年)した戦略防衛構想(SDI)はABM条約によって制度化された相互確証破壊(MAD: Mutually Assured Destruction)いわゆる「恐怖の均衡」からの脱却を夢見た壮大な計画であった。冷戦終焉後まもなくしてSDIには終止符(1993年)が打たれたが、その後も「盾」の構築計画や実験はいろいろな形態で受け継がれ今日に至っている。

そこで本稿では、まず核抑止戦略が政治・安全保障環境と共にどのような変遷を遂げてきたのかについて概観し、ABM条約と戦略的安定との関係とはどのようなものか、また、抑止概念の類型や核抑止と生物・化学兵器との関係について簡単な整理を試みた。米国の核戦力の構成や規模及びミサイル防衛構想を含めた将来の核戦略の概要については、議会の要請に基づいて本年12月までに提出されることになっている「核態勢見直し」報告を待たないと見えてこないが、最近の米国内におけるミサイル防衛を巡る戦略論議、及び、5月1日の国防大学でのブッシュ大統領演説や9月11日の同時多発テロ事件の後(9月30日)に公表された「4年毎の防衛見直し(QDR)」等を参考にしながら、ブッシュ政権下における米国の抑止戦略の今後の方向性について推察してみた。

2.米国の抑止戦略の変遷

(1) 大量報復戦略

米国による核兵器の独占状態はソ連の原爆実験(1949年)によって崩れたが、アイゼンハワー政権は、米国が依然として有していた核戦力の圧倒的優位を利用した戦略を練り、1953年12月に「ニュールック」戦略として発

表した。これは、朝鮮戦争で膨らんだ軍事支出が国民経 済を圧迫している状況下で、コストのかかる通常兵器の 増強ではなく、水爆を中心とした核戦力への依存度を強 めてソ連に対する抑止力の強化を図ろうとしたものであ る。「ニュールック」という言葉にはトルーマン前政権と は違ったファッション(=核戦略)で核兵器を着飾らせ るという意味が込められていた3。「ニュールック」を抑 止戦略として具体化したものが、ダレス国務長官が1954 年1月の演説で明らかにした「即座に反撃できる強大な 核の報復力に依存する」戦略であり、後に「大量報復 (Massive Retaliation)戦略」と呼ばれるようになる。 「即座に反撃する (retaliation would be undertaken instantly)」という表現は米国内や欧州の同盟諸国に核 戦争の敷居を低くするとの懸念を生み、例えばキッシン ジャーは『核兵器と外交政策』(1957年)という著書の 中で「大量報復戦略」への批判を展開し、攻撃対象や威 力を限定した戦術核兵器を用いた限定核戦争論を提唱し た4。

(2) 柔軟反応戦略

「大量報復戦略」という、米国による一方的抑止の考え方はそう長くは続かなかった。1957年にソ連がスプートニク打ち上げに成功して以降、米国の核優位は徐々にぐらつき始めたからである。その後「変化」を旗印に登場したケネデイ政権が1961年に打ち出したのが「柔軟反応(Flexible Response)戦略」と呼ばれるものである。同政権のマクナマラ国防長官が構築したと言われるこの戦略は、通常戦力もバランスよく強化して、抑止力としての核の増強と強化された通常戦力をもって、相手の出方によって柔軟に対応できる選択肢を持とういう意味で名付けられた。

(3) 確証破壊戦略

核抑止力の強化の一環として、核による第1撃に対する残存能力の高い潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)の開発・生産が進められていた。この頃(1960年代)すでに米国内ではABM開発の必要性を唱える意見もあったが、マクナマラはABMに対しては消極的な立場をとった。その代わりにマクナマラが新しい核抑止の考え方として

1965年の国防報告の中で打ち出したのが「確証破壊 (Assured Destruction)戦略」である⁵。それは、ソ連 が米国に核による第一撃を仕掛けてきてもソ連に耐え難 いだけの報復をする能力を保っておけば、ソ連の第一撃 を思い止まらせられる、という論理に基づく。マクナマ ラは、ソ連にも第一撃の誘惑を生じさせないためにABM の配備をしないよう働きかけたが、ソ連(コスイギン首 相)は「防御は道徳的であり、攻撃は反道徳的である」 と反論し6、それに応じないで戦略核兵器の増強やABM の開発を続けた。それに対抗して、ケネデイ大統領が暗 殺された後を引き継いで就任したジョンソン大統領は ABM配備に向かう方針を表明した(1967年)。これに対 しマクナマラは、限定的目的、即ち中国からの小規模核 攻撃やソ連からの偶発的な攻撃を迎撃するためだけの ABM計画としてはどうか、との折衷案を提出するが、限 定的なものであってもABM計画を遂行するには多大な 資金が予想されたことから、既存の予算が削られるのを 恐れた陸・海・空軍と海兵隊の反対が強く、結局ABM計 画は放棄されてしまう。米国内でABMに対する方針がな かなか固まらない中で、先にソ連がモスクワを核攻撃か ら守るためのABM (ガロッシュ)を配備してしまった (1968年)、米国もそれに対抗せざるを得なくなり、二 クソン政権下で打ち出されたのがセーフガードと呼ばれ たABMシステムの導入である。このセーフガード・シス テムはソ連の核攻撃から米国のICBM7基地を守る手段 とされ、1969年に上院において僅差で承認された後、ノ ースダコタ州のグランドフォークスにあるICBM基地に 配備された。

1970年代に入るといわゆるデタントの時代を迎え、1972年には米ソ間で第1次戦略兵器制限暫定協定 (SALT 暫定協定)とABM条約が成立する。ABM条約は、米ソ両国ともMADの状態を維持するために、防御兵器であるABMの配備を厳しく制限しあうことを合意したものであった。そのMAD戦略は、1980年代に入って誕生したレーガン政権において大きな試練を迎えた。すなわちレーガン大統領は、MADは危機に直面した時に相互の破滅に向かう選択肢しかないので不道徳であるとしSDIを提唱(1983年)したのである。その背景には、レーガン大統領が当時「悪の帝国」と呼んだソ連に対す

る米国の核抑止力の信頼性に疑問を抱いていたこと、ソ連の脅威に対し米国の自由と民主主義を守るとの強い理念を持っていたこと、また、米国の先端技術力にかなりの自信があったこと、などがあった。SDIで企画された「迎撃システム」は、それまでに配備されていた核弾頭を搭載したミサイルで迎撃するシステムではなく、核弾頭を搭載していない非核の防衛システムによって敵の弾道ミサイルを無力化しようとした点に大きな特徴がある。

しかしその後、1985年11月にスイスのレマン湖畔で開かれた米ソ(レーガン・ゴルバチョフ)首脳会談で、有名な「核戦争に勝者はなく、これを戦ってはならない」との声明が出されたのがきっかけとなって、米ソ間の軍備管理交渉が再開され、対ソ強硬姿勢は次第に後退していく。SDIで当初目指したX線レーザー、粒子ビーム等の研究体制は、その後の冷戦構造の急激な崩壊に伴って浮力を失ってしまったが、それに代わってブッシュ(父)政権の下で、「限定攻撃に対するグローバル防衛」(GPALS)の構築という方向に軌道修正されていく。GPALSでは宇宙配備の迎撃システムの併用も考えられていたが、最高200発の核弾頭を迎え撃つシステムとするといった規模の制限を明確にしていたので、当時行われていた戦略兵器削減交渉(START)への影響はほとんどなかった。

(4) クリントン政権以降の戦略

冷戦後ソ連との全面戦争の危険は減少したが、その一方で湾岸戦争をはじめとする地域紛争の頻発や大量破壊兵器®の第三世界への拡散懸念が高まるという戦略環境の変化が見られた。このような政治・安全保障環境の変化を受けて、クリントン政権は当初、在外米軍や同盟国に対する弾道ミサイル攻撃の迎撃を目的とした戦域ミサイル防衛(TMD)を優先する政策をとった。しかしその後、1998年7月に提出されたラムズフェルド報告の中で、「ならず者国家」が早ければ5年以内に米国に到達する弾道ミサイルを開発・保有するとの見方が示されたこと、その直後の8月に北朝鮮がテポドンミサイルの発射実験を行ったこと、などが契機となって本土ミサイル防衛(NMD)の配備を支持する方向に政策転換していった。クリントン政権の間は、「ならず者国家」の脅威に対抗す

るための限定的なミサイル防衛、即ち、アラスカに100 基の地上配備の迎撃ミサイルを配備するといった限定的 な計画であったが、それに対し、ブッシュ政権となって からは、選挙公約でもあったようにミサイル防衛構想の 更なる推進が表明されてきた。冷戦思考からの脱却の必 要性を表明した5月1日の国防大学でのブッシュ大統領 演説を経て、7月の上院軍事委員会では、上昇段階(ブ ースト・フェーズ 》中間段階(ミッド・コース) 最終 段階(ターミナル・フェーズ)のすべての段階で迎撃す ることを狙った地上配備に限らない堅固な (robust)多 層的ミサイル防衛網を計画していることが明らかになっ た⁹。また、その計画を推進する過程で障害となるABM 条約からの米国の一方的脱退の可能性やSTARTのよう な従来の軍備管理の枠組みにとらわれない一方的な戦略 核兵器の削減10、MAD理論に基づく核抑止戦略からの脱 却11といった新しい戦略思考も政権内外で示唆されてき た。

3.ABM条約と戦略的安定

露や中国は、国連やジュネーブ軍縮会議あるいは二国間外交を通じて、ことある毎に「ABM条約は戦略的安定の礎石であって戦略攻撃兵器の削減をしていくための基礎となる」との立場を繰り返し、米国のミサイル防衛構想を牽制してきた。そこで、戦略的安定とは何か、戦略的安定とABM条約との関係とは何か、について考えてみたい。

戦略的安定には、「危機における安定」と「軍備競争に係わる安定」の2つの次元があるとされる¹²。「危機における安定」とは、米ソ(露)間の関係が極度に緊張した時でも、他方の領土や戦略戦力に対して核の第一撃を加える誘因の生じにくい状態のことであり、その状態は米ソ(露)間におけるMADの維持によって確保されていると考えられてきた。一方が第1撃を敢行しても、他方にかなりの報復能力が残存し、前者の国土や国民に絶えがたい損害を与える能力、即ち確証破壊能力が備わっているとすれば、そのような攻撃はしない、よって第1撃の誘因が生まれにくいと想定されたわけだ。勿論、MAD状況は事態の暴発を防ぐための十分な条件ではなく、実際には米ソ(露)間での危機管理や信頼醸成措置がどの

程度しっかりしたものか、それらが有効に機能するか否 か、によって安定度は大きく左右されるものと思われる。 また、言うまでもなく相手(米国から見てソ連(露))が 合理的な判断をすること、そして、米ソ(露)が大量の 核軍備を保有している以上、いったん核戦争が勃発すれ ば両者の共倒れになるであろうという見方を前提とした 話である。それに対して「軍備競争に係わる安定」とは、 戦略戦力の量的拡大や質的向上への誘因が抑制された状 態をいう。これもMADによって維持あるいは促進される と考えられてきた。そのようなMAD状況が続く限り確証 破壊能力の保全に必要とされる以上の戦略戦力を保有し ても意味がないので、双方で軍備競争が抑制されるので はないか、と期待されたわけだ。ABM条約は、ひとたび 核が使われれば共倒れになるというMAD状況を法的に 制度化しようとしたもので、SALTやその後のSTARTは、 その制度を利用して、あるいは、その制度を軸に形成さ れたある種の秩序の下で、軍備競争を押さえようとした 試みであったと言える。しかし、本当にABM条約は戦略 的安定をもたらしてきたのであろうか。この点にについ ては、少なくとも次の2つの疑問がある。

第一に、双方の国民の大量殺戮を確実なものとする能力を互いに保持し合おうとする理論が戦略的安定、特に「危機における安定」の条件とされていることに関し、そのような戦略を軸とした安定は、非道義的、非道徳的ではないのか、という疑問である。この点は、確証破壊理論の最大の弱点として度々指摘されてきたもので、SDIやその後のミサイル防衛計画が提唱された際の大きな根拠となっている。実際SDIが初めて提唱された頃(1983年)、米政府はソ連という「悪の帝国」に対抗し、米国民の命や自由と民主主義を守るためには核ミサイルを無力化するしかないとの理念を掲げていたが、これはMAD理論の非道義性を裏返したものに他ならない。

第二に、「軍備競争に係わる安定」の下で期待された 軍備競争の抑制は、単なる幻想ではなかったのか、という疑問である。事実、ABM条約とSALT 暫定協定が米 ソ間で署名された後も、双方の核弾頭総数は増え続け核 軍備競争は止められなかったわけで、発射基数のみを制 限したSALTの網をかいくぐるように、1970年代初頭か ら米国で、数年遅れてソ連で、ミサイルの複数個別誘導 弾頭(MIRV)化の開発・配備が進められ、戦略核弾頭数は80年代にかけて急増していった¹³。米ソ(露)がSTARTに合意し、実際に戦略核弾頭の大幅な削減が始まるのは東西冷戦が終結してからであり、必ずしもABM条約があったからではない。ABM条約は、軍備管理に関する米ソ(露)間の定期的な協議の場を設けたり、両国関係の安定化を図る役割を果たしてきたという意味で「軍備競争に係わる安定」に寄与してきたと言えなくもないが、質・量両面での軍備競争の停止・沈静化と直結するものではなかった。

このように考えるとABM条約こそが戦略的安定の唯一の選択肢であるとは言い難く、核軍縮つまり核兵器の実際の削減に直接貢献してきたとは言えないのである。

4. 抑止概念の主な類型

抑止概念の類型として典型的なものは、懲罰的抑止と 拒否的抑止である。懲罰的抑止あるいは制裁型の抑止 (deterrence by punishment) とは、核の懲罰を与える という威嚇とその能力によって相手の攻撃を思いとどま らせるという形の抑止、別の言い方をすれば、抑止力の 基盤を報復能力に置く抑止である。1960年代から長い間、 米ソ(露)核大国間の抑止は、基本的に懲罰的抑止に依 拠してきた。それに対して、拒否的抑止あるいは否定型 の抑止 (deterrence by denial)とは、抑止力の基盤を防 御能力などの拒否的能力に求める抑止である。その能力 とは、損害限定能力の向上を図るための弾道ミサイル防 衛(BMD)や外科的爆撃(弾道ミサイルが発射される前 に、爆撃によってこれを破壊し無力化する手段)などの 積極的防衛と防護つまり核シェルター等の消極的防衛と で成り立っている。拒否的抑止の思想は、米国並みの核 大国であるソ連(露)に対しては説得力がなく、冷戦期 のMAD状況下で求められていた戦略的安定という命題 の前には劣勢であった。ソ連が崩壊し、大量破壊兵器や 弾道ミサイルの拡散が進むいわゆる第2核時代に入って からは、特に「ならず者国家」からの潜在的脅威との関 係で、「拒否的抑止」の考え方がBMDあるいはミサイル 防衛の推進という形を通じて息を吹き返してきた。1990 年代になって、米国では国内政治上の理由から、特に介 入に際してのゼロ・カジュアルテイ (人的被害ゼロ)あ

るいは被害極小化が至上命題となってきたことが追い風となってBMDに対する期待が高まったことも、ミサイル防衛推進派、防衛ロビイストの影響力が強くなった背景の一つにあると考えられる。去る7月12日の米上院軍事委員会でのウオルフォヴィッツ国防副長官の証言の中で、ミサイル防衛システムの配備は、「ならず者国家」のミサイル開発をあきらめさせる手段としての役割もあると指摘しているが、これは拒否的抑止の帰結として捉えるべきものであると言えるかもしれない。

次に基本抑止と拡大抑止について話を進めたい。「基 本抑止」(basic deterrence)とは、米国に対するソ連(露) の核攻撃の抑止のことを意味し、それに対して、米国が 北大西洋条約機構(NATO)諸国や日本のような同盟国 にまでその核抑止力を伸ばそうとするのが「拡大抑止」 (extended deterrence)である。拡大抑止は日本では一 般には「核の傘」と呼ばれている。冷戦時代、ソ連の通 常戦力の優位と核戦力の増強に直面したNATOは、米国 の拡大抑止を背景に、いざというときには米国の核報復 を期待しながら、1967年に柔軟反応戦略を公式戦略とし て採用した。しかし、ソ連が進めた中距離ミサイルSS-20 の配備はNATO諸国にとって重大な脅威となり、米国に 「見捨てられる」(de-coupling)のではないかとの不安、 つまり米国の拡大抑止の信憑性に疑問が生じたこともあ った。米欧間の戦略的な一体感の喪失を防ぐために、あ るいはde-coupling問題の解消のために、 SS-20に対抗 してNATO数カ国にソ連に届くパーシング 弾道ミサイ ルと地上発射巡航ミサイル(GLCM)が配備された(1983 年末)。このようにヨーロッパを舞台に東西間の軍事的緊 張が高まった時期もあったが、結局80年代後半には米ソ 間の対立もゆるみ1987年に中距離ミサイル (INF)全廃 条約が署名され、緊張関係は収縮に向かった。冷戦終結 後はソ連(露)の脅威もほとんどなくなったこともあっ て、NATOでは拡大抑止の問題についてかつてのような 熱い議論が戦われることもないようである。但し、米国 のNMDの開発・配備を巡って欧州NATOから 「de-coupling」の問題提起がなされており、それが解消 されるためにも、米国のミサイル防衛推進に際しては、 米露間で何らかの妥協が図られることが期待されている。

5. 核抑止と生物・化学兵器

核抑止概念との関係で微妙な問題となりつつあるの は、核以外の大量破壊兵器である生物・化学兵器の使用 やその威嚇を核兵器で抑止するという戦略思考である。 クリントン政権下の1994年10月に発表された「核態勢見 直し」では、非核大量破壊兵器と核抑止の関係は明示さ れていないが、超大国の核兵器よりも核、生物、化学兵 器等の大量破壊兵器の拡散が安全保障上のリスクとなっ ているとして、そうした環境下での米国の核戦力の役割 が再検討されたと伝えられた。この点に関連して、最近 の論文の中には、生物・化学兵器の脅威については、核 を含めた報復の脅威をもって阻止していくことが必要で あり、非核大量破壊兵器による攻撃を阻止し、また攻撃 に対して報復することを、核兵器先制使用の任務の一つ とすべし、といった主張もあり14、また、大量破壊兵器 に対する核抑止の問題は、議会の要請に基づいて本年12 月までに提出されることになっている「核態勢見直し」 の一つの重要な要素である、とのマイヤーズ統合参謀本 部議長の発言15もなされたようであり、今後の大きな問 題点となりうる。

生物・化学兵器とも既に国際条約でその開発・保有も 使用も禁止されており、特に化学兵器の場合には1997年 に発効した化学兵器禁止条約の規定上、「いかなる場合 でも」つまり報復的な使用までもが禁止されていると解 されている。従って、この条約の締約国は、万一化学兵 器による攻撃を受けても、通常兵器か核兵器で反撃する か、受動的な防護しかできないことになっている。生物・ 化学兵器に対する核抑止の是非は、消極的安全保障 (NSA: Negative Security Assurance) に関する核兵 器国の宣言との関係でも問題となる。NSAとは、核兵器 を保有しないことを約束した非核兵器国に対しては核兵 器を使用しないという核兵器国の約束で、これまで国連 の軍縮特別総会や核不拡散条約 (NPT) 運用検討会議な どで5核兵器国によって政治的約束として表明されてき た。中国を除いては一定の条件がついているが、いずれ にしてもNPT締約国である非核兵器国が単独で、つまり 他の核兵器国と連携しないで米国等の核兵器国や彼らの 同盟国を(生物・化学兵器を含めて)攻撃した場合には、 核兵器の使用は想定されていない。従って、もし生物・

化学兵器の恫喝や使用が非核兵器国により単独で行われたとき、それに対抗するために核兵器の使用を公に示唆することは宣言政策として矛盾を生じることになる。ただ実際問題としては、NSAは法的拘束力のある約束ではないので、少なくとも国家間の戦闘を念頭におく限りは、生物・化学兵器の攻撃による被害の程度やそれまでの戦局等によって、核使用の是非の問題は決まってくるのかもしれない16。

6.米国の抑止戦略の方向性

ミサイル防衛構想を巡る昨今の米国内の議論を、攻撃と防護の様々な組み合わせの仕方の中でどこに力点を置いているのか、米国の国益をどのように守っていくのか、という点に着目して整理すると、ごくおおざっぱに言って3つの考え方がある。

第一の考え方は、防護面(ミサイル防衛システム)の 構築に、より一層重点を移しながら、同時に冷戦後顕著 になった米国の戦略的優位を維持していこうとするもの である。このような考え方をもつグループには、キース・ ペイン氏、あるいは、ジャン・ロダール氏などが含まれ よう。ペイン氏は、米露関係のみでなく、より広範囲な 文脈で抑止を検討すべきであるとの立場から、大量破壊 兵器を有する「ならず者国家」と言われる新興地域勢力 (中国、北朝鮮、イラン、イラク等)に対して核抑止を 盲信するのは危険であるとして、ミサイル防衛システム のような防御手段を追求することによって米国が抑止さ れるのを抑止するべきである、との主張を展開している 17。またロダール氏は、BMDの5つの任務を列挙しつつ、 攻撃力(戦略核兵器)については大幅な削減を提唱し、 情勢に応じて柔軟に対応していこうとの考え方を含めて 総合的な戦略論を展開している18。彼らの共通項として は、宇宙配備をも含めた堅固なミサイル防衛を構築しつ つ、同時に米国の戦略核兵器についてはSTARTのような 協定にとらわれずに一方的に削減していく、との考え方 であり、その裏には必要に応じていつでも再配備できる 状態にして米国の戦略的優位を維持していこうとの思想 が見え隠れしている。

第二の考え方は、核兵器の大幅な削減と共にミサイル 防衛システムについては限定的な開発を提唱するもので、

マイケル・クレポン氏やマイケル・オハンロン氏などは その代表的な学者である。クレポン氏は、戦略核ミサイ ルの攻撃目標についてこれまでのような長いリストを維 持することはもはや意味がないとして核兵器の大幅な削 減を唱えると共に、万一抑止が機能しない場合に備えて 限定的なミサイル防衛の必要性を説きつつ、その移行の 過渡期においてはミサイル防衛が露と中国の核抑止力を 否定するほど行きすぎてはならない、と指摘し、また、 政治的な側面からのMADの脱却をも唱えている19。オハ ンロン氏は、限定的なミサイル防衛、特に北朝鮮や中東 地域から将来発射されるかもしれないICBMのブース ト・フェーズにおける迎撃の有効性を唱えつつ、米露両 国が貯蔵している全ての核兵器(戦略核だけでなく戦術 核等を含む)の数を1000発に限定することを提唱してい る20。彼らの共通項としては、ミサイル防衛構想の推進 過程で派生しうる軍備管理プロセスへの悪影響を懸念し つつ、宇宙配備のミサイル防衛には反対し、露(そして 中国)に対米核抑止力(対米核攻撃能力)を過度に損な うとの印象を与えないような政策が望ましいとの考え方 をとっていることである。

第三の考え方は、軍備管理・不拡散への悪影響に対する懸念に加えて、技術的なフィージビリテイ、開発・配備にかかる膨大なコスト、脅威が本当にあり得るのかという疑問等からミサイル防衛、特にNMDの開発に反対し、かつ、核兵器の役割を報復能力の維持に絞るべしとの観点からその大幅な削減を支持するもので、全米科学者協会などはそのような思考を打ち出している典型的なグループと言える。

ブッシュ政権の下で、戦略攻撃兵器の削減、ABMの改廃問題、及び、ミサイル防衛の行方等がどのようになるのかについては、11月中旬の米露首脳会談の成果や12月に米議会に提出される予定の「核態勢見直し」の中で次第に明らかになってくるかもしれないが、現時点で言えることとして以下の2点を指摘しておきたい。第一に、当面は軍事的な意味でのMAD状況は続くと見ざるを得ないことである。露はもはや敵ではないとは言っても政治的・経済的に改革途上にあり、将来の不確実性に対する歯止め(hedge)を提供するためにはある程度の核抑止力の維持は必要である、との認識は共有されていると

思われる。戦略核弾頭数の削減レベルについては、これ まで1000-2500発の幅でいるいろな提案が出されている が、恐らくこの数字の範囲内で、米露ともに核抑止力を 否定しない程度の互いに安心できる水準に落ち着くもの と推察される。第二に、9月11日の同時多発テロ事件を 境に、テロへの対応に当面全精力を注がざるを得なくな ったことで、米国の抑止戦略にも影響が出始めていると 見られる点である。事の真相は分からないが、今秋予定 されていたミサイル迎撃実験の延期が発表されことや、 米露首脳会談に向けての二国間協議の中でもABM条約 からの米国の一方的脱退といった強硬論は薄らいできた かに見える。9月30日に発表された「4年毎の国防見直 し(QDR)」報告は、米本土防衛を最重要課題とした上 で、生物・化学兵器等の拡散とそれらの兵器をテロリス トが使用する危険性を指摘し、大きな戦争からテロによ る不意の攻撃といった多様な脅威に対抗していくために、 核抑止戦略やミサイル防衛と共に、インテリジェンス能 力の改善などによる抑止及び抑止が機能しなかった場合 の対抗措置を含めた新しい抑止概念を構築する必要性を 強調した。上述した3つの考え方に照らして見ると、ブ ッシュ政権の当初の戦略思考は第一の考え方を中軸にし て組み立てられていた印象が強かったが、9月11日を境 に、国際的な反テロ協調政策を遂行するため、そして、 露との不要な摩擦を回避するために、第二の考え方に 徐々に近づきつつあるように思える。

7. おわりに

7月12日の上院軍事委員会での証言で、ウオルフォヴィッツ国防副長官は、「過去10年にわたってテロ脅威への対抗策を精力的にとってきた²¹」と言明した上で、「スーツケース爆弾を使ったテロの脅威も、ミサイル攻撃の脅威も共に現実的なもの(real threat)である。テロ対策だけに専念するのはあたかも「強盗は窓から侵入できるから正面玄関は鍵をしなくてよい」と言っているようなものだ」としてブッシュ政権の掲げるミサイル防衛構想の推進を擁護した。しかし、燃料を満タンに積んだ旅客機を有人ミサイルにした9月11日の悪夢のような自爆攻撃は、自由・民主主義社会の脆弱性を露呈し、古典的方法でも米国そして世界を震撼させるほどの不幸な出来

事となった。

このようなテロとの「戦い」は、本稿で扱ってきた国 家対国家の戦略論や核大国間の抑止論などとは次元を異 にする問題であることは言うまでもない。米国は今、露 との間で軍事面だけに限らない政治的要素を含めた新し い戦略的枠組みの構築を模索しており、また、経済発展 を続けながら核近代化も進めている中国との関係をどう 築いていくのか、「ならず者国家」からの脅威への対応等 の安全保障上の中・長期的な重要課題に加えて、アフガ ニスタンでの軍事作戦や国内での炭疽菌テロへの対応と いった緊急課題に取り組んでいる。特に、テロとの「戦 い」に未だ全く出口が見えない状況にあって、広範囲な 国際協調を維持して行かざるを得ず、国連、先進8カ国 グループ(G8) アジア太平洋経済協力会議(APEC) などの国際舞台でも米国主導の下でテロ対策に関する決 意表明がなされてきた。9月11日を境に国際政治の構図 は様変わりしたとも言われ、確かに今の米国は国際的な 反テロ包囲網の強化に勢力を傾注しているが、これらを もって米国は国際主義に転じた、と予断するのはいかに も早計であろうし、同政権の誕生以来顕著であったユニ ラテラリズム (一国主義)の傾向に根本的な方向転換が あったのかどうかは現時点では分からない。しかし、抑 止がそもそも機能しない不意のテロ攻撃をどのように未 然に防ぐのか、不幸にしてテロ攻撃を受けてもその被害 を最小限に押さえるためにはどのような備えが必要なの か、といった問題が、抑止の維持と共に、国防政策の最 重要課題の一つとなってきたことは間違いない。アフガ ニスタンでの軍事作戦の展開如何、そして今後のテロ脅 威への対応如何によっては、ミサイル防衛構想を推進す るための中長期的な実験計画のみならず、抑止戦略、あ るいは、米露間や多数国間の軍備管理のあり方などにも 少なからず影響が出てくる可能性もあると思われる。

¹ バーナード・プロデイの『絶対兵器』の説明については以下を参照。岩田修一郎『核戦略と核軍備管理』日本国際問題研究所、1996年、23-24頁。Keith B. Payne, *Deterrence in the Second Nuclear Age* (Kentucky: The University Press of Kentucky, 1996), p. 5.

² ABM条約とは、自国の領域防衛のためにABMシステムを展開 しないことを約束し、ABMシステムの配備を厳しく制限したも

のである。即ち、米ソ双方とも配備場所を2カ所に制限した(首都防衛用、ICBM基地防衛用それぞれ一カ所、但し1974年の議定書によっていずれか一カ所となった)。有効期限は無期限。米国は一度ノースダコタ州のグランドフォークスにあるICBM基地にABMを配備したが議会内で反発が強くそのABMは撤去された。露については、今も首都モスクワに配備している。最初はガロッシュが、後にゴーゴン(大気圏外の高高度で迎撃するミサイル)及びガゼル(大気圏内での迎撃を狙った低高度迎撃ミサイル)が建設され現在に至っている。ゴーゴン、ガゼルは、いずれも10キロトン程度と推定されている核弾頭(AA-84)を搭載しており、目標に接近したところで爆発する仕組みになっている。ソ連(露)のABMについては、江畑謙介「二段構えのABMと早期警戒管制システム」『軍事研究。 2000年11月号、98-105頁から引用。

- 3 吉田文彦『証言・核抑止の世紀』朝日新聞社、2000年、99頁。
- 4 『前掲書』 103-109頁。
- 5 1960年代から1970年代にかけては、その他にもいくつかの戦略論が提唱された。例えば、1962年マクナマラによって提唱された「対兵力戦略」(仮に抑止が失敗し核戦争になった場合でも、反撃目標を相手の兵力とすることで全面戦争を回避していくべしとの理論)、1965年にハーマン・カーンによって提言された「エスカレーション理論」(国際危機が高まっていく過程をラダー(はしご)に例えて危機の拡大抑止のためには上位のラダーへのエスカレーションを管理することが重要であるとした理論)、1979年にブラウン国防長官が提唱した「相殺(Countervailing)戦略」(これは技術の進歩によって「確証破壊戦略」だけでは抑止の信頼性が低くなったので、敵対国に米国の利益に侵害・攻撃を加えても成功しないと思わせることで攻撃を抑止しようとした理論)などがある。
- 6 吉田『前掲書』 165頁。
- 7 一般にミサイルはその射程によって大陸間弾道ミサイル (ICBM:射程5500km以上)中距離ミサイル(射程:500-5500 km)、短距離ミサイル(射程:500km以下)に区分される。
- 8 大量破壊兵器については、(国連の安全保障理事会によって 1947年に設置された)通常軍備委員会が1948年に採択した決議にその定義が含まれている。それによると「原子爆発兵器、放射性物質兵器、致死的化学・生物兵器、及び破壊効果において原子爆弾やその他の兵器に匹敵する性質をもつ将来開発される兵器を含む」とされる。しかし、国連軍縮特別総会等の場では、主として核兵器及び生物・化学兵器を念頭においている。
- ⁹ Paul D. Wolfowitz, "Prepared Testimony of Deputy Secretary of Defense," prepared testimony on ballistic missile defense policies and programs in review of the Defense Authorization Request for Fiscal Year 2002, United States Senate Committee on Armed Services, July 12, 2001.
- 10 冷戦時代のような軍備管理条約は米露間ではもはや不要であるとの見解は、例えば次の論文に詳しく述べられている。 Richard D. Sokolsky, "Renovating US Strategic Arms Control Policy," *Strategic Forum*, National Defense University, No.178 (February 2001).
- 11 MADからの脱却を追求する必要性については、2001年初頭に発表されたキース・ペイン氏を中核とするワシントンのシンクタンク(国家公共政策研究所)による報告書の中でも指摘された。National Institute for Public Policy, Rationale and Requirements for U.S. Nuclear Forces and Arms Control, Vol. I (Executive Report), January 2001.
- 12 梅本哲也『核兵器と国際政治:1945-1995』日本国際問題研

究所、1996年、100頁を参照。

- 13 ペイン氏は、米ソ間の軍備競争の作用・反作用に関する最近の論文の中で、「1972年から1985年までの間に、ソ連が配備した弾頭数は1547発から6420発に、また、SLBM弾頭数も497発から2307発に急増した」とした上で、米国がABMを放棄してもソ連の核軍備拡大を抑制できなかった事実を指摘している。 Keith B. Payne, "Action-Reaction Metaphysic and Negligence," The Washington Quarterly, Vol. 24, No. 4 (Autumn 2001), p. 114.
- 14 以下を参照。Jan Lodal, *The Price of Dominance* (New York: Council on Foreign Relations Book, 2001), p. 15, 124.; Leon Sloss "The New Arms Race," *The Washington Quarterly*, Vol. 24, No. 4 (Autumn 2001), p. 146.
- ¹⁵ Dana Milbank, "U.S. Pressed on Nuclear Response: A Policy of Less Ambiguity, More Pointed Threat Is Urged," *The Washington Post*, October 5, 2001, p. A16.参照。
- 16 以下を参照。金子将史「大量破壊兵器拡散と米国の核政策」 『海外事情』 第49巻、第1号(2001年1月) 105頁。
- ¹⁷ Payne, Deterrence in the Second Nuclear Age, op.cit., p. 17, 159.
- 18 ロダール氏は、前掲の著書 The Price of Dominanceの中で、核戦力の大幅な削減(高い残存能力を有する兵器を1000発(B-2 爆撃機に160発、SLBMに840発)まで削減)と共に、弾道ミサイル防衛(BMD)に5つの任務(「ならず者国家」への抑止、偶発的発射への「保険」等)を付与すべきであると提言しており、また、テロリストによる新たな脅威の防止、消極的防衛や緊急対処能力の強化を含めた生物・化学兵器への懸念に向けての取り組み、人による情報収集の強化などを包含した広範囲な戦略論を展開しており、決して「防護」一辺倒の議論ではないが、従来のMAD戦略に比して防護に力点を移した新しい総合的戦略を模索したものであるという意味で、彼の名前をここに言及した。
- ¹⁹ Michael Krepon, "Moving Away from MAD," *Survival*, Vol.43, No.2 (Summer 2001), pp. 81-87, 89-91.
- ²⁰ Michel E. O'Hanlon, Defense Policy Choices: For Bush Administration 2001-05 (Washington D.C.: Brooking Institution Press, 2001), pp. 164-169.
- 21 1995年3月東京で起こったオウム真理教による地下鉄サリン事件は、欧米諸国にも様々な波紋をもたらし、特に米国では化学・生物兵器などの大量殺戮兵器を用いたテロの脅威が非常に警戒され、組織的に化学・生物兵器対処に関する研究開発、緊急事態対応の整備が図られてきた。

(財)日本国際問題研究所

軍縮・不拡散促進センター

〒100-6011

東京都千代田区霞が関3-2-5霞が関ビル11F

Tel: 03-3503-7558 Fax: 03-3503-7559

http://www.iijnet.or.jp/JIIA-CPDNP/

©Center for the Promotion of Disarmament and

Non-Proliferation, Japan Institute of International Affairs